



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

山梨労働局

Press Release

山梨労働局発表
令和4年1月7日

担当	山梨労働局労働基準部監督課 監督課長 宮本 靖大 主任監察監督官 伊勢井 裕之 電話 055-225-2853
----	--

建設現場一斉監督指導の実施結果について

～ 約半数の現場に法違反！ ～

山梨労働局（局長 生方勝）が主唱する年末年始無災害運動の一環で、令和3年12月1日から同月14日までの間、甲府、都留、鵜沢の各労働基準監督署は、建設工事現場に対する集中的な監督指導を実施しました。結果の概要は下記のとおりです。

1 監督指導の実施数は114現場

◆ 労働安全衛生法違反が認められた53現場に是正勧告〈違反率 46.5%〉

※ 昨年度は60現場に是正勧告〈違反率 50.0%〉

◆ 急迫した危険のある法違反が認められた6現場に作業停止命令等の行政処分

2 主な違反内容

- ✓ 墜落の危険がある場所に手すり等を設けていない 20現場
- ✓ 安全な通路を設けていない又はこれを有効に保持していない 11現場
- ✓ 安全な昇降設備を設けていない 5現場
- ✓ 足場の構造（滑動防止措置・壁つなぎ）違反 4現場
- ✓ 元請事業者が関係請負人を適切に指導していない 36現場

3 法違反の是正状況

- ◆ 法違反の是正を確認した現場は、40現場（令和3年12月20日現在）
- ◆ 作業停止命令等の行政処分をした6現場全てに対し、当該命令を解除
- ◆ 法違反の是正を確認できていない現場には、速やかに是正するよう指導中

建設業の皆様へ

建設工事現場における労働安全衛生法違反は、死亡災害などの重篤な労働災害につながる可能性が高くなります。年明けの作業再開に当たっては、今一度、現場の安全点検の徹底をお願いします。

法違反の概要		
主な法違反事項		主な法違反の概要
事 項	現場数	
足場等における高さ2 m以上の作業場所に墜落防止措置を講じていない	20 (17.5%)	事業者は、足場における高さ2 m以上の作業場所で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり及び中さん等を設け、墜落防止措置を講じなければならないのに、これを行っていないこと。
作業場内及び作業場に通ずる場所に安全な通路を設け、これを有効に保持していない	11 (9.6%)	事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内に、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならないのに、これを行っていないこと。また、主要な通路には、これを示す表示をしなければならないのに、これを行っていないこと。
高さ又は深さ1.5 mを超える箇所に安全な昇降設備を設けていない	5 (4.4%)	事業者は、高さ又は深さ1.5 mを超える箇所で作業を行うときに、当該作業に従事する労働者が安全に昇降するための設備を設けなければならないのに、これを行っていないこと。
鋼管足場に、滑動、沈下又は倒壊を防止するための措置を講じていない若しくは当該措置が不足している	4 (3.5%)	事業者は、鋼管足場に、①足場の滑動又は沈下を防止するため、脚部にベース金具かつ敷板等を用い、根がらみ等を設ける等の措置を講じなければならない、また、②必要な数の壁つなぎ等を設けなければならないのに、これを行っていないこと。
請負人の労働者に建設物や設備を使用させるにあたって、必要な措置を講じていない	10 (8.8%)	注文者（元請）は、請負人（下請）の労働者に建設物や設備を使用させるにあたって、当該建設物等に必要な措置を講じなければならないのに、これを行っていないこと。
関係請負人に必要な指導を行っていない	36 (31.6%)	元方事業者（元請）は、関係請負人（下請）等が労働安全衛生法令に違反しないように、必要な指導を行わなければならないのに、これを行っていないこと。

注：現場数欄の（ ）内の数値は、監督指導実施現場数に対する比率。

注：複数の法違反が認められた現場あり。

作業停止等の行政処分の概要		
主な法違反事項		処分の内容
事 項	現場数	
足場における高さ2 m以上の作業場所に墜落防止措置を講じていない	4 (3.5%)	作業停止措置命令・変更措置命令
高さ2 m以上の作業床の端、開口部又は作業構台に墜落防止措置を講じていない	3 (2.6%)	立入禁止措置命令・変更措置命令
手持ち式グラインダの研削といしに覆いが設けられていない	1 (0.9%)	使用停止措置命令
クレーンに有効な過巻防止装置が取り付けられていない	1 (0.9%)	使用停止措置命令

注：現場数欄の（ ）内の数値は、監督指導実施現場数に対する比率。

注：複数の事項について行政処分を行った現場あり。